令和(	6 年月	隻 -	一般的	会計歳出	第10款1項1目 12節 委託費
受付番号				種目番号	委託担当 連絡先 建築局市街地建築課許認可担当 関口 潤耶 TEL 671-4510
					設 計 書
1	委	言	£	名	建築基準法第43条及び第86条に基づく許認可資料作成並びに 建築基礎情報共用システムデータ作成業務委託(その4)
2	納	入	場	所	建築局市街地建築課
3	履又	行は	期期	間限	■期間 令和6年4月1日から令和7年3月21日まで □期限 令和6年4月1日から令和7年3月21日まで
4	契	約	区	分	□ 確定契約 ■ 概算契約
5	その	り他や	<del></del> 持約₹	事項	なし
6	現	場	説	明	<ul><li>■ 不要</li><li>□ 要 ( 月 日 時 分 場所 )</li></ul>
7	委	託	概	要	(1)打合せ協議 (2)法第43条第2項許可状況調書の作成並びに許可及び相談
					状況の整理 (3) 許認可等状況のGISデータ作成 (4) 一団地認定区域図GISデータ作成
					(5)建築基礎情報共用システムフォーム入力 (6)報告書の作成

8	部分払	
O	H12 /J JA	

■ する ( 12 回以内 )

□ しない

部分払の基準

	部 分	払の基準		1	
業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
1. 直接業務費					
(1) 打合せ協議	4,9,3	1	式		
法第43条第2項許可状況調書の (2) 作成並びに許可及び相談状況の 整理	4,5,6,7,8,9,10 ,11,12,1,2,3	(1,600)	路線		
(3) 許認可等状況のGISデータ作成	4,5,6,7,8,9,10 ,11,12,1,2,3	(1,600)	路線		
(4) 一団地認定区域図GISデータ作 成	4,5,6,7,8,9,10 ,11,12,1,2,3	(400)	認定		
(5) 建築基礎情報共用システム フォーム入力	4,5,6,7,8,9,10 ,11,12,1,2,3	(400)	認定		
(6) 報告書の作成	3	1	式		
2. 間接業務費	3	1	式		

■期間 令和6年4月1日から令和7年3月21日まで

※ 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

□期限 令和6年4月1日から令利 ※ 概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

委託代金	<b>注額</b>	
内 訳	業務価格	
消費税及び地	2方消費税等相当額	

# 委託内訳書

消費税10%

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

# 建築基準法第 43 条及び第 86 条に基づく許認可資料作成並びに 建築基礎情報共用システムデータ作成業務委託(その4) 仕様書

#### 1 適用範囲

本仕様書は、横浜市契約規則に従い、横浜市(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に業務委託する「建築基準法(以下「法」という。)第43条及び第86条に基づく許認可資料作成並びに建築基礎情報共用システムデータ作成業務」に適用する。

#### 2 業務の目的

本業務は、市街地建築課が保有する資料(法第43条第2項許可事前相談票、法第86条一団地認定位置図)のGISデータ、スキャンデータ等を建築基礎情報共用システム(PasCAL Web)にファイリングデータとして搭載することを目的とする。

#### 3 作業計画

乙は、本業務の実施に先立ち、以下の書類を速やかに甲に提出し、その承認を受け、業務 実施期間中は適切な工程管理を行うとともに、進捗状況などを随時報告する。また、その内 容を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 委託代金内訳書
- (2) 委託契約履行着手届出書
- (3) 現場責任者選定通知書及び業務従事者選定通知書
- (4) 業務工程表
- (5) 実施計画書
- (6) 個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書(個人情報取扱特記事項様式1及び 様式2)
- (7) その他甲が必要とする書類

# 4 委託業務内容

(1) 打合せ協議

乙は、業務着手時・中間・業務完了時の計3回を目途に甲と打合せ協議を行うものとし、 この他に協議が必要な事象が発生した場合には、適宜打合せ協議を実施するものとする。

(2) 法第43条第2項許可状況調書の作成並びに許可及び相談状況の整理 乙は、甲が指定した法第43条第2項許可関係資料及び事前相談等のスキャニングデー 夕資料の整理を行う。

#### (3) 許認可等状況の GIS データ作成

乙は、委託業務内容(2)で作成・整理したスキャニングデータ資料について、建築基礎情報共用システムのGISデータを作成し、許認可内容等(認定年月日、認定番号、位置及び条項等)の属性値入力を行う。なお、属性値については、委託業務内容(2)で整理した情報入力を行うこととする。

## (4) 一団地認定区域図 GIS データ作成

乙は、一団地認定を対象に、甲から貸与された一団地認定プロット図(紙資料)を使用して GIS 上に展開し、一団地認定 GIS データ (面)を作成する。この際、属性情報としてファイリングのキーとなる一団地認定の整理番号を入力するものとする。

#### (5) 建築基礎情報共用システムフォーム入力

乙は、建築基礎情報共用システムで一団地認定 GIS データ (面) を展開する際の入力フォームに「許認可内容 (認定年月日、認定番号、位置、申請者及び条項等」を複数の履歴を入力する。属性値の入力は甲が提供するエクセルデータをもとに行うこととする。

#### (6) 報告書の作成

乙は、委託業務内容(1)から(5)の業務内容を取りまとめ、業務報告書を作成することとする。業務報告書には、打合せ協議時の協議簿を添付し、納入するものとする。

## 5 作業条件

乙は、建築局市街地建築課職務スペースにて行うこととし、甲が貸与した端末(最大4台) 等を用いて行うこととする。甲が貸与するデータは以下の通りとする。

- (1) 都市計画基本図データ (Shape 形式)
- (2) 建築基準法道路種別図データ (Shape 形式)
- (3) 建築基準法第43条許可及び事前相談票スキャニングデータ (PDF 形式)
- (4) 建築基準法第43条事前相談票番号及び路線位置を記載した住宅地図(紙資料)
- (5) 一団地認定プロット図(紙資料)
- (6) 一団地認定適用一覧表(Excel 形式)

#### 6 現場責任者等の選定

現場責任者は一級又は二級建築士の資格を有するもの、若しくは、次のいずれかにおいて 建築基準法に係る業務経験を有するものを配置し、企業に在籍することを証明する健康保険 証等の写しを甲に提出するものとする。

- (1) 官公庁又はその外郭団体
- (2) 指定性能評価機関又は指定確認検査機関
- (3) 建築士事務所
- (4) 建設業者

#### 7 関連法規の適用

本業務は、本仕様書、委託契約約款及び設計書によるほか、以下の法令及び規程等に基づいて行うものとする。

- (1) 建築基準法(以下「法」という。)
- (2) 建築基準法施行令
- (3) 建築基準法施行規則
- (4) その他関係法令及び関係資料

# 8 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月21日まで

## 9 業務実施日及び時間

(1) 業務実施日

本市休庁日(土曜日及び日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日)を除く日

(2) 業務時間

原則として、8時45分から17時15分

# 10 成果品

(1) 業務報告書 1式

- (2) 法第43条第2項事前相談票ファイリングデータ (検証データ・Shape 形式) 1式
- (3) 一団地認定 GIS データ (Shape 形式)

1式

(4) その他参考資料

1式

※(2)(3)については建築基礎情報共用システムへセットアップするものとする。

#### 11 納品先

横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所建築局建築指導部市街地建築課

#### 12 その他

- (1) 本仕様書に明記していない事項については、「委託契約約款」、「横浜市契約規則」の定めるところによるほか、必要に応じて、甲と乙が協議のうえ定めることとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守し、甲と乙で十分に打合せを行うこととする。
- (3) 本業務の実施にあたり、本仕様書及び業務内容などに疑義が生じた場合は、速やかに 甲と乙が協議を行い、疑義の解消を行うものとする。
- (4) 本業務の完了後に乙の過失又は粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、甲の必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を乙の負担において行い、乙は、その結果を甲に報告しなければならない。
- (5) 成果品は、すべて甲の所有とし、甲の承認を得ずに他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。
- (6) 乙は、本業務で作成した資料、データを業務完了後にすべて甲に提出又は処分若しくは 消去しなければならない。ただし、甲が特に保管または管理を指示した資料及びデータに ついてはこの限りではない。その場合、乙は保管書を甲に提出しなければならない。
- (7) 乙は、本業務を遂行する各部門において次のいずれかの公的認証を受けているものとし、甲に認証を証明する書面の写しを提出するものとする。
  - ア 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における認証 (ISMS) 登録 イ プライバシーマーク取得
- (8) 乙は、成果品について複数人によるダブルチェックを行うこと等により、作業内容に誤りが生じないよう、確認を徹底するものとする。